

令和3年度第1回総合教育会議議事録

1. 日 時 令和4年3月23日（水）午後3時30分～午後4時40分
2. 会 場 高鍋町教育研究所
3. 出席者 黒木 敏之町長、島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、小泉 桂一委員、四角目 久美子委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山 英二教育総務課長、池澤 寛之教育対策監、三枝 敏郎教育総務課長補佐、吉行 順一指導主事、山下 美穂社会教育課長、杉田 将也福祉課長、上妻 信一福祉課長補佐、大森 聡地域福祉係長

5. 議 事

（開会 午後3時30分）

教育総務課長 只今から、令和3年第1回高鍋町総合教育会議を始めさせていただきます。はじめに、町長あいさつとなっております。黒木町長よろしく願いいたします。

黒木町長 皆様お疲れ様でございます。今日は年度末の大変お忙しい中、総合教育会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本町の教育行政の推進に深い御理解と多大なる御支援を賜っておりますことに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

今日は、3つほど協議事項を用意しておりますが、皆様のご意見を十分に拝聴してまいりたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。

教育総務課長 ありがとうございます。それでは、資料に沿って進めさせていただきますが、協議事項の進行につきましては、会議の主事者であります町長が行うこととなっておりますので、町長、よろしく願いいたします。

黒木町長 はい。それでは私の方で進めさせていただきます。「明倫堂の教えを生かした学校教育について」を議題といたします。この件については教育長の方から説明をお願いします。

島埜内教育長 それでは、説明させていただきます。

全国の城下町で、かつて藩校があった自治体では「ふるさと教育」の一環として藩校建学の精神や教えを、学校教育に取り入れているところが数多くございます。姉妹都市である福岡県朝倉市の秋月中学校でもその取り組みを行っており、その教材「稽古館の教え」は高い評価を得ているところであります。

本町でも、平成25年度に藩校明倫堂の校則である明倫堂学規を現代風に分かりやすく8項目にまとめ、現代語に直した「新明倫の教え」を作成し、小中学校での学校教育に取り入れているほか、昨年度には、成人向けに、七代藩主秋月種茂公時代の藩法令から現代にも通じるものを抜き出して意識した「八朔の誓い」を作成し、「郷土愛」や「シビックプライド」の醸成に取り組んでいるところであります。

今回、新たに中学生を対象とした「明倫堂の教え」を制定することになりました。これで「新明倫の教え」、「明倫堂の教え」、「八朔の誓い」の三部作となったわけでございます。お手元の資料に「明倫堂の教え」の趣意書、子どもたちに教育する際に使用する手引書がございますので、読み上げさせていただきます。

（趣意書、手引書を読み上げる。）

説明については以上でございます。

黒木町長 只今の説明に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか？

黒木町長 本町も全国藩校サミットに昨年度から参加しておりますが、かつて藩校があったまちでは、藩校建学の精神を今に活かし、時代の変化に対応した「藩校の教え」を創設し、学校教育に取り入れ、独自の「ふるさと教育」に取り組んでいるところが多くございます。町独自の教育を積極的に進めていき、自分の住む町に誇りを持つことが、ふるさと教育の本質ではないかと考えているところでございます。

いかがでしょうか？何かご意見等ございませんでしょうか？

委員 (意見、質疑なし)

黒木町長 ご質疑等ないようですので、「明倫堂の教え」を生かした学校教育についてはご承認いただいたものとして、これから取り組みを進めて参りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

委員 はい。

黒木町長 ありがとうございます。「明倫堂の教えを生かした学校教育について」はご賛同いただいたものとさせていただきます。次に、「適応指導教室運営事業の見直しについて」協議したいと思っております。教育総務課から説明をお願いします。

吉行指導主事 はい。それでは私の方で説明させていただきます。資料は9ページとなります。まず、これまでの経緯でございますが、昨年10月に住民の方から公設民営によるフリースクールの設置要望がありまして、その後12月議会では2名の議員から児童生徒の不登校対策、フリースクールの設置についての一般質問を受けております。

こういったことから、教育総務課と福祉課で検討を重ねた結果、教育総務課としましては、既存の適応指導教室なでしこルームについて運営時間を午後まで延長するなど内容の充実を図ることになりました。

ここで、本町における不登校児童生徒等の状況についてご説明させていただきますと、全国的な傾向と同様に年々増加傾向にございます。令和3年度の数字で申し上げますと、37名の児童生徒が不登校となっております、その内20名が適応指導教室に通級しているという状況でございます。

令和元年に国が示した「不登校児童生徒への支援の在り方」の中では、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるというふうに考え方が大きく変化してきております。

また、社会的自立への支援ということに関しては、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいとも記されておりますので、あとから福祉課から説明があります「新たな連携によるつながりの場づくり事業」によって設置される「子どもの居場所」ともうまく連携していく必要があると考えているところでございます。

10ページをご覧ください。現在本町で行っている不登校児童生徒への対応の流れを図に表しております。教育委員会、学校、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターみらいで連携して対応しているところでございます。

それから、教育総務課の方で現在考えております適応指導教室運営事業の見直しのポイントについて説明させていただきます。まず、名称についてですが、「適応指導教室」という呼称は、全国的に平成15年位から「教育支援センター」という表現が一般的に使われてきておりますので、今回の機会に変更したいと考えております。それから、午前8時30分から正午までという従来の運営時間を午前8時30分から午後3時

吉行指導主事 までに延長したいと考えております。

なお、カリキュラムは、従来どおり学習指導中心で考えておりますが、利用者、保護者の声を聞きながら柔軟に対応していきたいと考えております。例えば、近くにある町体育館や中央公園を使つての体育活動などを取り入れることもできるのではないかと考えているところでございます。

指導体制は、従来どおり指導員として町の会計年度任用職員3名を配置する計画でございませう。

それから、教育支援センター設置要綱を新たに制定し、保護者、学校、関係機関との連携や手続きについて明文化したいと考えております。

なお、午後まで利用する児童生徒の昼食については、保護者に対応をお願いしたいと考えております。

福祉課で実施する「新たな連携によるつながりの場づくり事業」との連携や、今後利用する児童生徒数が増えた場合のスペース、指導者の確保が課題だと感じているところでございませう。

適応指導教室運営事業の見直しについての説明は以上でございませう。

黒木町長 只今の説明に関しまして、何かご質問、ご意見等はございませうでしょうか？

黒木委員 フリースクールなどと連携するという説明がありましたが、大丈夫なんでしょうか？私が教職員時代にもフリースクールはありましたが、あまりいい印象はなかつたのですが……。

吉行指導主事 県外には公設民営型のフリースクールもございませうし、宮崎市にも教育委員会が定める基準を満たし、出席扱いとなるフリースクールもあるなど、以前と比べてしっかりした運営をされているフリースクールも増えてきております。後で福祉課の方から説明があると思いますが、本町でもフリースクールのな要素を取り入れた居場所づくり事業も展開されていくこととなっておりますので、そちらの方ともうまく連携していきたいと考えております。

黒木委員 そうなんですね。わかりました。

黒木町長 他に何かございませうでしょうか……。

質疑等もないようでございませうので、以上で「適応指導教室運営事業の見直しについて」の協議を終わりたいと思ひます。

次に最後の協議事項となりますが、「新たな連携によるつながりの場づくり事業について」を議題といたします。福祉課からの説明をお願いします。

福祉課杉田課長 それでは、「新たな連携によるつながりの場づくり事業」について、説明させていただきます。

先ほど、教育総務課より、これまでの経緯について説明がありましたが、この事業は、「体験型フリースクール」の設置要望を受け、福祉課の立場から事業を計画したもので、現在、内閣府に計画書を提出し、審査を受けている段階です。計画書は、資料の14ページから15ページにかけて記載してあります。

先日、県から、交付決定は4月1日付けを予定しているとのコメントをいただきましたので、4月から事業に着手できそうな状況となつてまいりました。

この国庫補助金の概要は、資料の13ページに記載してあります。この「地域子供の未来応援交付金」は、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の実効性を高めることを目的としたものであり、子どもの貧困対策として実施する事業が対象となつ

福祉課杉田課長 ております。事業費は、約 572 万円です。右下（４）の「新たな連携によるつながりの場づくり事業」と、左下（２）の「子供等支援事業」を併用し、補助金交付手続きを進めています。（４）の「新たな連携によるつながりの場づくり事業」が、補助率 10/10、市町村補助上限額の 125 万円を申請、左下（２）の「子供等支援事業」が補助率 1/2、223 万円を申請しており、町持ち出しが 224 万円となる見込みです。

要望活動にかかわる方々の意向をくみ取った形で、今後、事業を進めていきたいと考えているところです。

それでは、事業の中身についての説明に移ります。資料の 11 ページをお開きください。

まず、事業の趣旨及び目的ですが、登校拒否や引きこもり、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等、困り感のある子ども達が通い、様々な体験活動等をしていく中で、自己肯定感を育み、自分の好きなことに出会い、楽しい生き方を学ぶことを目指し、安心して過ごせる新たな居場所づくりを、社会福祉法人高鍋町社会福祉協議会に委託し、実施します。

次に、事業概要ですが、町内の筏地区に、新たな子どもの居場所を新設します。使用する住居・土地の所有者は、東京在住の方で、町が無償貸与し、事業を行います。

居場所の管理運営は、社会福祉協議会の会計年度任用職員 2 名で業務を担っていただきます。そのうちの 1 人は、要望活動の中心となっていた方です。この方は、もともと社会福祉協議会の会計年度任用職員で、これまで、放課後児童クラブの運営に携わっておられました。

今後のスケジュールは、4 月 1 日付けで補助金の交付が決定した場合、4 月中に開所に向けた準備作業として、「家屋内の簡易な補修」、「必要備品の調達」、「開所日時の決定」、「来所者への支援内容や体験活動等のプログラム作成」、「居場所の名称・愛称の決定」などの調整を行い、順調にいけば 5 月には開所できると考えております。

目的でもお話ししましたように、この「新たな居場所」を介して、困難を抱える子どもたちが「誰か」とつながること、必要な「支援」に結びつけること、保護者の悩みに寄り添い、負担軽減を図ることなどを目指し、取り組みを進めていきたいと考えております。

具体的な取り組みとして挙げられております「教育委員会（適応指導教室、S S W）との連携による対象児童・生徒の情報収集」についてですが、適応指導教室に通級しているお子さんや、S S W が家庭訪問しているご家庭など、不登校や生活困窮等の問題を抱える家庭の情報を共有し、「新たな居場所」につなげる取り組みを想定しております。

適応指導教室は、来年度から開所時間を延長しますが、「午後からは「新たな居場所」に行きたい。」「適応指導教室に勉強しには行きたくないが、「新たな居場所」での遊びや体験活動なら行ってもいい。」といった子どもがいれば、つなげていただきたいと考えております。

次に、「居場所による体験活動等を通したつながりの創出」についてですが、現時点で、具体的にどういう体験活動をするのか、明確なものはありません。が、畑がありますので、農作業をしたり、一緒に昼食を作って食べたり、工作をしたり、などが考えられます。今から、詳細について社会福祉協議会と協議を進めていきます。

委託先の高鍋町社会福祉協議会は、総合相談支援センター「架け橋」において、高

福祉課杉田課長 齢者を所管する「地域包括支援センター」、障がい者を所管する「基幹相談支援センター」、子どもを所管する「子ども家庭支援センターみらい」、主に生活困窮者を所管する「ふれあい総合相談」の、それぞれの相談・支援業務を担っております。

また、自主事業として、生活困窮者の食を支援するための「フードバンク事業」や、子どもを持つ家庭を対象に、月1回、食材を配達する宅食サービス「お膳部」、小・中学生の学習を支援する「サポート&スタディ社協塾」などの事業を行っております。

社協内の職員の連携、事業間の連携により、「新たな居場所」においても、子ども食堂の実施や、学習支援、アウトリーチ活動を実施していきたいと考えております。

教育委員会との連携により、本事業を適正かつ円滑に運営していくため、社会福祉協議会・教育委員会・福祉課等の関係職員で構成する連携会議を定期的に開催したいと考えております。

それから、この事業と関連する「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」についても説明させていただきます。

近年、地域や家族など、共同体としての「つながり」が弱体化する中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また、制度の狭間で孤立してしまい、「生きづらさ」を感じている人が増えています。

家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化・複合化が進んでおり、一つの専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。このような中、国は、「地域共生社会の構築」を次の時代の大きな目標に設定しています。地域共生社会の取組は、行政をはじめ、専門職だけでなく、地域の住民やボランティア団体、NPOのほか、地域の商店や学校、ご近所など、地域で生活するすべての人と人の関わり、人と人がつながることによってつくられていきます。人手不足の中、各支援団体や相談窓口で対応できる時間や範囲にも限界があり、対象者の家族に生活課題があることを知っていても、十分な対応が取れないケースもあります。

また、地域づくりが進み、地域資源が豊かになれば、資源が多様化しただけ地域の全体像の把握が難しくなります。こうした制度や組織に関する「支援しづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとするのが「重層的支援体制整備事業」です。

重層的支援体制整備事業は、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力を引き上げ、効果的に住民を支援するための事業と言えます。

資料の12ページをお開きください。本町においては、来年度から3年間かけて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」に取り組むこととしております。この事業も、高鍋町社会福祉協議会に委託し、①対象者の属性を問わない「相談支援事業」、②社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援事業」、③世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり事業」の3つの事業を柱に、これらの支援を一層効果的・円滑に実施するため、④「多機関協働」による支援、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業です。

令和4年度から、段階的に行っていきます。

今回の「新たな居場所づくり事業」も、この重層的支援体制整備事業の一環として

福祉課杉田課長 位置づけることができます。

重層的支援体制整備事業に取り組むメリットとして、大きなものが「交付金の一体化」です。

資料の19ページをお開きください。

重層的支援体制整備事業交付金は、高齢・障がい・子育て・生活困窮分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能を追加して、一括して交付するものです。

これにより、各制度における国庫補助金等の目的外使用の制限がなくなり、各分野の職員が、専門分野を超えた業務に取り組むことが可能となります。

また、高齢者が集まるサロンなどに、高齢者以外の参加ができるなど、柔軟な対応が可能になります。制度が難しく、今回の資料ではわからない部分もあるかと思いますが、ご一読くだされば幸いです。

いずれの事業も、今後の本町における福祉推進のために、大変重要な事業と位置付けております。教育委員会の皆様の、さらなるご支援・ご協力をお願いし、説明を終わります。

黒木町長 ありがとうございます。只今の説明に対してご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

黒木委員 先ほどフリースクールについて質問したところですが、今の福祉課の説明を聞かせていただいて納得しました。いろいろな厳しい環境に置かれた子どもたちが安心して過ごせる新たな居場所と位置付けられるのであれば非常に良いことであると思います。

黒木町長 ほかに質問等ございませんでしょうか。何もないようであれば、この件に関しましての協議は終わらせていただきます。教育委員会の不登校対策事業、福祉課の居場所づくり事業がうまく連携して行ってほしいと思います。

以上で、令和3年度第1回高鍋町総合教育会議を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。